

青梅市都市計画審議会および 青梅市景観審議会の市民委員を募集します

市の都市計画（まちづくり）や景観まちづくりに関心や意欲をお持ちの方は、ぜひ応募してください。

区分	都市計画審議会	景観審議会
内容	用途地域等の土地利用や、都市計画道路、公園、下水道等の都市施設など、計画的なまちづくりを進めるために必要な都市計画について審議します。会議は年間で1～3回程度。主に月～金曜日（祝日を除く）の昼間に開催し、市民に公開しています。	「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、景観まちづくりを進めるために必要な施策や、景観形成重要資源の指定などについて審議します。会議は年間で1～2回程度。主に月～金曜日（祝日を除く）の昼間に開催し、市民に公開しています。
委員構成	市議会議員7人、学識経験者5人、関係行政機関の職員4人、市民2人、臨時委員1人の計19人	学識経験者6人、関係行政機関の職員2人、市民2人の計10人
募集人員	各審議会につき2人 ※原則として男女各1人。性別ごとの応募人数がこれに満たない場合、この限りではありません。	
任期	2年（令和2年10月1日～4年9月30日）	
報酬	会議1回につき11,500円（源泉徴収税を含む）	
応募資格	①市内に住居登録をしている方 ②応募の時点において満20歳以上の方 ③都市計画（まちづくり）に関心を持ち、積極的に関与する意思のある方 ④地方公務員法第16条各号に該当しない方 ⑤青梅市の他の付属機関等の委員でない方（任期が重複していないこと） ⑥青梅市職員でない方	
※右のすべての要件を満たす方	③都市計画（まちづくり）に関心を持ち、積極的に関与する意思のある方	③景観まちづくりに関心を持ち、積極的に関与する意思のある方
応募期限	令和2年7月22日（水）（消印）	
提出書類	①市内必要事項を記入した委員応募申込書 ②「青梅市の都市計画（まちづくり）について」の作文（300字以上400字以内）	②「青梅市の景観まちづくりについて」の作文（300字以上400字以内）
選考方法等	資格審査、作文審査（審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合は抽選） ※結果については、後日、郵送で通知します。 ※両方の審議会を兼任することはできません。 ※両方の審議会委員を申し込むことはできません。その場合は、各審議会へ作文を提出し、また、委員応募申込書に優先順位（第1希望）をご記入ください。詳しくは、お問い合わせください。	
申込書・作文用紙の配布	都市計画課（市役所5階）で配布 ※市ホームページ（記事ID…22101）からダウンロードも可	
応募方法	▷直接持参…都市計画課（市役所5階）へ ▷郵送…〒198-8701 青梅市都市整備部都市計画課へ ▷ファックス…☎22-3508 ▷電子メール…✉div2503@city.ome.lg.jp ※電子メールの場合は、件名を申し込む審議会名とし、委員応募申込書と作文を添付してください。	
問い合わせ	都市計画課計画係	都市計画課開発指導係

市民提案協働事業報告会 公開プレゼンテーションを開催します

令和元年度に実施した市民提案協働事業報告会および令和2年度市民提案協働事業に応募のあった事業のうち、書類審査を通過した事業についての公開プレゼンテーションを実施します。

日時 7月15日（水）
午後2時から

会場 市役所2階204～206会議室

定員 先着40人（予約制）
※当日はマスクの着用をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数制限をしています。

申し込み 電話で市民活動推進課市民活動推進係へ

令和2年度地域密着型サービス 指定候補事業者公募説明会

日時 7月17日（金） 午前10時30分から

会場 市役所2階204会議室

公募種別 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

内容 今後のスケジュール等についての説明

申し込み 10日までに電話で介護保険課介護保険管理係へ



介護保険料の納入通知書を送付します

令和2年度の介護保険料納入通知書は、7月9日に発送予定です。

この納入通知書は、シルバーパスの購入および更新手続きに必要となります。

再発行はできませんので、大切に保管してください。

なお、2年度の第1～3段階の介護保険料は、消費税率の引き上げによる軽減措置を行います。

詳細は、同封するお知らせをご覧ください。

問い合わせ
▷介護保険料について…介護保険課介護保険管理係
▷シルバーパスについて…東京バス協会・シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証を送付します

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、7月31日で期限が切れます。

8月1日からの介護保険負担割合証は、7月14日に発送予定です。

また、介護保険負担限度額認定証は、5月29日に発送した「介護保険給付減免更新のお知らせ」に基づき、期限内に申請した方については、7月17日に発送予定です。

※期限を過ぎてから申請した方や、要介護認定の区分変更を申請中の方については、発送が遅れる場合があります。

問い合わせ 介護保険課 介護保険管理係

農地調査にご協力ください

市では、固定資産税・都市計画税の課税の根拠となる土地の現況地目把握するため、農地の耕作状況を調査します。

固定資産評価補助員 地係

市では、固定資産税・都市計画税の課税の根拠となる土地の現況地目把握するため、農地の耕作状況を調査します。

問い合わせ 資産税課土地係

未登記家屋はご連絡ください

登記申請をしていない建物で、課税の対象となる家屋（未登記家屋）を建てた場合は、ご連絡ください。

次の①～③をすべて満たす家は、面積や取得価格に関わらず課税対象となります。

①外壁が4辺中3辺以上あり、屋根がある
②家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を果たす空間が形成されている
③基礎が施工してある
※基礎が施工してあるプレハブの物置等は課税対象外
※カーポート、ウッドデッキ等は課税対象外

未登記家屋の所有者が、相続や売買等によって変わった場合は、市に届け出てください。

※未登記家屋は、法務局で所有者変更を行うことはできません。

未登記家屋を壊したら 未登記家屋の全部または一部を壊した場合は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等）をご連絡ください。

問い合わせ 資産税課家屋係